

〔史料紹介〕 「上方諸買物道中往反入用仕訳帳」

——新発田藩の豪商白勢家の道中入用記録——

池 田 治 司

はじめに

この史料は平成二十三年に当館が群馬県の古書店から購入したものである。はじめに、「上方諸買物道中往反入用仕訳帳」（以下、「仕訳帳」と略記する。）と題されたこの史料の特徴を簡単に記しておきたい。

表題からもわかるように、この史料は道中における買物等の諸入用の記録である。表題に「上方諸買物」とあるが、実際の旅程は上方に留まらず、北陸・中部・中国・四国・九州・東海・関東とほぼ全国に及ぶ。この旅は、文化五年（一八〇八）の三月十二日から九月十一日まで六月の閏月を含めて足かけ七ヶ月に及ぶ長大なものであった。

このように旅が長期で広範囲に及ぶこと。購入品が各地域の名産品であること。また、道中の宿泊代、駕籠賃・船賃など交通費他の諸経費も全て記録してあること。これにより、文化五年という定点での各地の物価がわかることが大きな史料的价值といえる。

もう一つは、この史料が新発田藩の豪商であり巨大地主でもあった白勢家の史料である点である。『白勢家の地主構成』によると、同家には明治二十年に白勢弥惣太氏が編纂執筆された『白勢氏家譜』と『白勢家記録』が残るが、終戦後に大量の古文書が整理された。この、「仕訳帳」はその際に散逸した同家の貴重な史料の一つと考えられる。

【積文】
(表紙)

文化六年
上方諸買物道中往反入用仕訳帳
巳ノ正月

土産物

国々名物

三月廿三日

- 一 貳百三拾貳文 上三つ櫛式組
- 一 壹貫四百四拾文 中三つ櫛三拾組
- 一 四百六拾文 次三つ櫛式拾組
- 一 貳百四拾文 お六八組
- 一 八百拾貳文 上女三つ七組
- 一 四百貳拾文 中女同拾組
- 一 六百六拾文 次すき男三拾枚
- 一 四拾文 女さし櫛五枚
- 一 貳百貳拾文 櫛揚杖貳十
- 一 六拾文 棟銀さらし五枚
- 一 百文 棟銀八枚
- 一 貳拾四文 鬢櫛四つ
- 一 三拾文 まめ櫛十ヲ

一 拾五文 はけこき巻枚

一 八文 白地小櫛巻枚

一 八拾文 女さし櫛拾枚

× 五貫六拾貳文 九六寄

此金詰式分永式百三拾九文

両かへ六貫八百五拾文

三月廿三日 藪原作左衛門へ払

福嶋宿調物

三月廿四日

一 四百文 欄箸上式百膳

一 貳百六拾文 同項式百膳

一 八拾文 右入袋四拾

一 六拾文 桜皮短冊式拾枚

× 八百文 九六寄

此永百拾六文

両かへ六貫九百文

四月二日

× 一金壹兩 伊勢朝熊万金丹代

同十日

一 四百六文 神教丸

五月六日

一百六拾四文 越部多羅尼助

同八日

一 貳百廿四文 吉水屋右同断

ノ七百九拾四文 両かへ七貫貳百文

此永百拾文三分

姫路買物

六月廿二日

一 五百五拾文 むなきせるさし五本

一 貳貫貳百四拾文 皮たはこ人七つ

一 壹貫四百拾文 同上三つ

ノ四貫貳百文 両かへ七貫貳百四十二文

此金貳分永八拾文

尾上高砂小買物

六月廿二日

一 四拾八文 おのへ松葉たはこ三袋

一 四拾八文 同所松ミどり濱三包

一 三拾貳文 高砂松葉たはこ三袋

ノ百三拾貳文 両かへ六貫八百八十文

此永拾九文貳分

ノ金貳兩貳分

永六拾四文五分

土産物

京都買物

寺町通川端

陸奥大塚仕切

四月廿一日

一 三百文 ふしの粉百文入三袋

一 四百文 同断五十文入八袋

一 貳百文 同断廿四文入八袋

ノ九百文 両かへ七貫百文

此所へ

貳朱と錢拾貳文払

五条柳馬場

伊勢屋源助仕切

五月廿二日

〔付箋〕
「髪花〇」

一 五百四拾文 二輪梅結三十

一 壹貫五拾六文 八百蔵給付四十八

一 貳百廿文 行玉川十ヲ

一 七百元 縮緬小紫貳百枚

一 貳百七拾文 縮緬紅取合百五十枚

一 三百文 上梅結貳ツ

一 六百五拾文 同三輪梅十ヲ

〔付差〕

一 三拾八文 右入箱壹ツ

一 三貫七百八拾八文

此所へ金貳分と 両かへ七貫貳百文

錢百八拾八文

五月廿三日

一 四百五拾九文 金ノ貝杓子五本代

此永六拾三文八分

同廿四日

一 拾四文 玉露糖菓子廿箱

此永貳百九文九分 六六七

五条柳馬場西へ入

結系屋五兵衛仕切

五月廿四日

一 結赤系 三十わ

一 同黒系 十わ

一 同白系 十わ

一 同黄系 十わ

一 同紫系 十わ

一 同もへき系 十わ

一 同花色系 三十わ

一 同濃あさぎ 三十わ

一 同水あさぎ 三十わ

一 同真系 三十わ

一 貳百把

此目方拾八分四分 十九かへ

此代銀九分六分八厘

此所へ貳朱と錢百四拾四文私

御影堂寺町西へ入

桑田屋伊兵衛仕切

五月廿五日

一 三百三拾七文 すへげん花色仕立草履五足

一 六百七拾四文 同十足

一 六百四拾九文 同五足

一 九百六拾壹文 同女形五足

一 貳貫六百廿九文 両かへ七貫貳百文

此金巻分永百拾五文貳分

五月廿五日

一百六拾四文 細杓子拾本

同廿六日

一式勿五分 精細工巻つ

此永三拾七文貳分

同廿六文

一百文 鳥糸細工巻つ

三条寺町東へ入

福井伊豫仕切

五月廿六日

一大くけ針 五疋

一中くけ針 拾疋

一小木綿針 拾疋

一細針 拾疋

一細くけ針 拾疋

一結くけ針 五疋

一結縫針 五疋

一系りノ針 五疋

ノ六拾疋 直六六

巻本二付巻文三分貳り

此代三貫九百六拾文

一大極上針 貳疋

此代式百四拾文 直巻式

ノ四貫貳百文 両かへ七貫貳百文

此金詰式分永八拾三文三分

此分不殘奥江入

廿六日買もの

五月廿六日

一六百四拾文 細杓子四拾本

巻本二付十六文かへ

一式百九拾文 真鍮同断式拾本

巻本二付十四文半かへ

一百六拾四文 茶こし十ヲ

巻つ十六文かへ

一式百五拾八文 同上台付十ヲ

巻つ廿五文かへ

一四拾貳文 同三つ

巻つ十四文かへ

ノ巻貫四百六文 両かへ七貫貳百文

此永百九拾五文貳分

藪ノ下日野屋源八

同廿八日

一 拾壹匁 三つ組熊谷孟吉箱

此永百六拾五文貳分 六六六

此分土地龜平九郎殿へ遺物

三条寺町上ル所

いせ屋藤兵衛仕切

同廿八日

一 四百廿四文 八五 さすが五丁

一 三百七拾五文 七五 同 五丁

一 貳百八拾文 同上貳丁

ノ 壹貫八拾三文

此所へ貳朱と錢百八拾三文払

五条橋通

近江屋吉兵衛仕切

同廿八日

一 六匁 (付箋) 天紐百本

一 八匁 (付箋) 髪

一 八匁 ばへ四十

一 三匁 業平廿

一 六匁貳分四り 玉川十二

一 八匁五分 金糸十^(ツ)ヲ

一 貳匁四分 ちりめんしぼり廿

一 七匁 千代五十

ノ 四拾壹匁分四り 金六八

此金詰貳分永百五文

(付箋) たはこ

六条越後屋仕切

五月廿八日

一 拾貳匁 切たはこ入十ヲ

一 五匁貳分五り 同 五ツ

ノ 拾七匁貳分五り 六六六

此金詰壹分永九文

林喜兵衛仕切之内

同廿九日

一 拾四匁五分 四書巻部

此分さるはし長太郎様へ遺物

一 三匁六分 女実証教

此分おあへ殿へ遺物

一 六匁七分 湖月百人首

此分右同断

メ式拾四匁八分 六六五

此金詰壹分永百廿式文九分

松原通下村屋仕切

五月廿九日

〔付箋〕
「たはこ入」

一拾五匁五分 切たはこ入十ヲ^(ツ)

一九匁七分五り 同 五ツ

一九匁 同 五ツ

一八匁七分五り 同 五ツ

一八匁式分五り 同 五ツ

メ五拾壹匁式分五り

此金詰三分永拾九文五分

同日

一四百拾六文 金杓子拾本

此永五十八文六分 両七一

晦日

一拾四匁五分 同四拾本代

此永式百拾八文壹分 六六五

五条橋通吉兵衛仕切

花かんさし類

六月一日

一六匁式分 三輪梅十ヲ

一式匁式分 竹二花十ヲ

一三匁式分 福寿十

一六匁 大すき拾本

一四匁式分五り 乱菊五本

一八匁五分 鉄仙五

一壹匁式分 箱十ヲ代

メ式拾七匁九分五り

八かけ

正メ式拾式匁三分六り 六八

〔付箋〕
「花かん」

此金詰壹分永七拾八文八分

せつた

六月一日

一六匁八分四り 小三足

一三拾四匁壹分六り 中拾足

一拾五匁 三本緒三足

一九匁式分 黒緒式足

六拾五匁分 六六五
此永九拾八文壹分

六条松屋孫兵衛仕切

珠数類

六月二日

一拾匁 あね殿分

玉黒檀黒房金糸入

一貳百文 おゆへ殿姥

一貳百文 義三郎様姥

一九拾文 縫物師かゝさ

浄土宗女珠数

一九拾文 源助妻

禅宗女珠数

一六匁五分 旦那様御分

黒檀ぼふ房入念

一拾匁 さるはしおあへ殿

一拾匁 おみや殿

禅宗

一貳百八拾文 男並小珠数(ママ)式連

八拾六匁五分

八百六十八文

此銀八匁壹分

銀合四拾四匁六分

此金詰貳分永百七拾文七分

ふる敷屋次郎兵衛仕切

六月二日

一七拾八匁四分 九八 本尺八十枚

一四拾匁 十三 四方八拾枚

一四拾貳匁 十六 大々七拾枚

一四拾三匁 十九 無頭七拾枚

一拾匁五分 廿三 四方祈額五枚

一拾匁 廿 大々松川五枚

一貳拾六匁五分 廿六五 大々祈額拾枚

九拾七匁五分

九かけ

正三四百廿七匁八分六厘 金六七

此所へ金六兩壹分永百三拾六文

びいどろ細工

六月二日

一七十七拾文 盃拾箱

一四八拾七文 水入根付五ツ

ノ九百六拾壹文 両かへ七貫百文
此永百三拾五文四分

同四日 匂當様へ土産

同四日

一六匁 陽御造酒徳利

一六分 右入箱壹ツ

ノ六匁六分此永百文

結系

一茶系 拾わ

一赤系 三十わ

一くろ系 十わ

一白系 十わ

一黄系 十わ

一蒔黄系 十わ

一花色 三十わ

一こへあさき 三十わ

一水あさき 三十わ

一上こん 三十わ

ノ貳百把 龜屋拾兵衛へ払

此代貳朱と百四拾文

同五日

一四百文 からくり箱壹ツ義三郎様へ

此永五拾五文六分 両七貳

同日

一貳朱 日蓮様一体豊ノ一坊へ

姉小路扇屋仕切

六月六日

〔付箋〕
扇

一五拾匁 殿中名所扇百本

一貳拾五匁 同相生扇五拾本

一六拾匁 常形上泥引六拾本

一三拾三匁三分 同林月百本

一貳拾五匁 殿中丁子引五拾本

一〔貳拾五匁〕〔貼紙〕 常形竹ノ絵百本

一貳拾七匁五分 門口金白扇百本

一四拾匁 唐扇貳拾本

一拾貳匁八分 女扇取合拾六本

〔付箋〕
扇

一拾匁 上女扇拾本

一六匁 極上同断四本

一壹匁 殿中補助式本

メ三百拾五匁六分

八かけ

正三式百五拾式匁五分

此金詰三兩式分永式百拾四文六分

六月六日

一六百式拾四文 扇入袋三百

此永九拾八文壹分

御影堂扇仕切

同八日

一五匁 中扇拾本

一三匁三分三厘 同項拾本

一六匁 中啓式本

但し匂當様分

一式拾匁 殿中扇一分金廿本

但し東洋ノ画頼候分

メ三拾四匁三分三厘

此所へ金式分百文払

(付箋) 水引

水引屋仕切

同十日

一五百文 尺長水引百わ

一五百四拾文 常形赤白四百わ

メ壹貫四拾文

此永百四拾七文五分

盃屋仕切之内

六月十日

(付箋) 盃

一式拾八匁 洗朱一ツ盃箱入十ヲ代

一六拾三匁式分 同言つ盃箱入四拾代

メ九拾壹匁式分

壹わり八分引 六七五

正三七拾四匁式分

此金詰壹兩永百八文壹分

メ金拾八匁壹分

永百拾五文八分

壹貫五十分

此永百四拾五文八分

両かへ七貫式百文

合金拾八兩式分

永拾壹文六分

土産物

大坂買物

岩城升屋仕切之内

四月廿八日

〔付箋〕
「風呂」

一拾九匁四分

絹ふる敷四ツ

一六匁六分

同上巻ッ

メ式拾六匁

六六五

此金壹分永百四拾壹文

はりまや源蔵仕切

五月十四日

一式拾匁

小六角拾丁

一廿壹匁壹分五り

同石礼九丁

一三匁八分

すじ惣角壹丁

一三匁式分

御納戸角壹丁

一式匁壹分

すし三分落壹丁

一式匁

中源家壹丁

一式匁

三分薄壹丁

一三匁

世継三丁

メ五拾七匁式分五厘 六七三五

此金〔貼紙〕「三」分永百文

同日

一式拾三匁五分 銀ぎせる壹丁

同十五日

一六匁 やこ式ッ

此分さるはしへ土産

同十九日

一八分 毛抜三寸壹本

同

一壹匁 同三寸五分壹本

此分小松はじ殿へ

同

一三匁五分 出羽包丁八寸壹丁

此分市川屋へ

同

一式匁式分 桑さや小刀三丁

メ三拾七匁 六六五

此金式分永五拾六文四分

升屋宗右衛門仕切之内

大和青梅縞

〔付箋〕
嶋

- 一百七拾四匁 三ちん霜降五疋
 - 一七拾四匁 もへきこん忝疋
 - 一三拾匁八分 もへき赤こん〔貼紙〕
〔忝〕疋
 - 一三拾式匁 同断あらき方忝疋
 - 一三拾匁三分 黄白紺忝疋
 - 一三拾七匁五分 かすり忝疋
 - 一三拾八匁 もへき白大編忝疋
 - 一四拾三匁三分 格子編忝疋
 - 一三拾匁三分 くすみ赤糸入忝疋
 - 一四拾匁匁 格子しま忝疋
 - 一六拾六匁匁 白紺細々成品忝疋
 - 一五匁 紺しま三疋
 - 一八拾式匁 あさき編忝疋
 - 一三拾四匁五分 紺赤しま忝疋
 - 一四拾四匁五分 女子供しま忝疋
- 此分さるはしおあへ殿へ
- 一三拾九匁五分 三くすし忝疋
 - 一三拾五匁五分 あさき小筋入忝疋
 - 一三拾式匁五分 あさき白細編忝疋
 - 一三拾式匁九分 霜ふり忝疋
 - 一三拾式匁八分 茶こんしま忝疋

〔付箋〕
手拭

- × 壹貫三拾九匁 廿九疋
 - 一 式拾八匁五分 すぎや染手拭三拾筋
 - × 壹貫六拾七匁五分 金六六四
 - 此金拾六兩
 - 永七拾六文八分
- 岩城升屋仕切之内
- 一 八匁九分 えりかけ忝
 - 一 八匁八分 同忝
 - 一 四匁匁分 胸当忝
- 〔付箋〕
イリカケ
- 一 四匁匁分 同忝
 - 一 五匁式分五り 同忝
 - 一 式匁九分五り 同忝
 - 一 三匁四分五り 同忝
 - × 三拾七匁五分五り 六六七
 - 此金貳分永六拾三文
 - × 金拾八兩匁分
 - 永百八拾七文貳分
- 土産物

国々名物買物

閏六月二日 藝州宮嶋

一四百文 養老楊枝廿包

一貳百六拾文 宮楊枝廿包

一三百文 撫子楊じ三十包

一貳百四拾文 小養老楊枝三十包

ノ壹貫貳百文 両かへ六貫九百文

此永百七拾四文

八月十一日

一八百四文 府中竹細工品々代

此永百拾六文七分 両六九

同十二日

一五百文 箱根湯元細工品々代

此永七拾貳文五分 両六九

同日

一五匁 湯元小箱貳ツ

一壹匁六分 同貳ツ

一三匁五分 扇形同壹

ノ拾匁壹分

此正ミ八匁 六十目替

此永百三拾三文三分

同日

一 湯元松たけ盃三ツ組

同

一 同所小樽三ツころばし壹

同十五日

一 江ノ嶋貝屏風貝類三口ノ

同十七日

一 大森麦から細工箱貳ツ

一 かな川ちの葉代

ノ五百四拾四文 両かへ六六五

此永八拾壹文八分

ノ金貳分

永七拾八文三分

土産物

江戸買物

八月十九日

一 芝田町

一 反魂丹廿包

同日

一 新板絵双紙四通り

ノ九百拾貳文 両六六五

此永百三拾七文巻分

西村屋仕切之内

- 一 廿刃六分巻り 大錦百六十式枚
 - 一 式刃巻分 木目五拾枚
 - 一 三刃八分九り 中間百八枚
 - 一 三刃式分 同すみ百枚
 - 一 五刃八分六り 絵双紙五通り
 - × 三拾五刃六分六り 六十目替
- 此金貳分永九拾四文三分

池ノ端酒袋仕切

八月廿四日

- 一 式百文 四方ふり出し
 - 一 式百四拾八文 竹筒大五ツ
 - 〔付箋〕
 - 〔酒袋〕
 - 一 式百三十式文 同小五ツ
 - 一 三百七拾式文 小德利式ツ入三箱
 - 一 四拾八文 金柚香巻包
 - × 壹貫百八文
- 此所へ式朱と式百七拾式文払

日本橋

柳屋五郎三郎仕切

八月廿五日

- 一 壹貫文 雪の梅おしるへ廿包
 - 一 壹貫文 くこ油拾本
 - 一 六百分 すき油曲物〔六ツ〕
〔貼紙〕
 - 一 三百拾式文 糸まき元結十五
 - × 式貫九百拾式文 両かへ六七
- 此金壹分永百八拾四文六分
- 同廿六日
- 一 六百分 紙たはこ入三十
 - 〔付箋〕
 - 〔白粉〕
- 同
- 一 四百四拾四文 べつかふ櫛式枚かふがへ付
 - 同
 - 一 式百廿式文 人形式ツ
 - × 壹貫貳百六拾六文 両かへ六七
 - 此永百八拾九文
 - 同廿八日
 - 一 式朱三拾式文 かつらぎ巻腰
 - 此分義三郎様江

〔史料紹介〕「上方諸買物道中往反入用仕訳帳」

同日	楊枝八十わ	右五口	合金四拾壹兩三分
一百文		永貳百三拾七文七分	
同	齒みかき廿包	内ノ入用ニ相成候品	
一八拾文		国々京都	
同		四月八日	
一四百文	かめ水差壹	一貳百七拾三文	水口ニ而竹細工菓子入壹
おゆへ殿分		五月十一日	
ノ五百八拾文		一貳朱	奈良ニ而墨三十入壹箱
此永八拾六文六分		同廿日	八幡ニ而目針目竹代
九月七日	若松三ツ組盃式箱	一三拾六文	
一七拾文		宇治柳屋八右衛門仕切	
同		五月廿日	
一三百六拾文	同所槽たはこ入四ツ代	一五匁五分	初むかし壹
ノ壹貫六拾文	両かへ六七	一四匁五分	後むかし壹
此永百五拾四文貳分		一五匁	別儀式袋
ノ金壹兩三分		一四匁	相生式袋
永九拾九文八分		一壹匁七分五り	若草壹
錢三百文	両かへ六六五	一拾五匁	極揃百廿目
此永四拾六文三分			
合金壹兩三分			
永百四拾六文壹分			

一 壹匁三分 右入壺壹

メ 三拾七匁五リ 金六七

此金詰貳分永五拾三文

六月廿二日 姫路

一 壹貫五百廿六文 皮小とふ□ん壹ツ錠共

此永貳百拾文八分 七二口

六月廿一日 おのへ

一 六拾文 鐘摺扇壹本

四月廿三日 京

一 五百五拾七文 張かふり壹

同日 京

一 金貳分貳朱 遠目鏡壹本

五月廿六日 京

一 拾五文 合判壹

同廿四日 京

一 三百廿四文 印肉入貳つ

寺町三条下ル

伊兵衛仕切

同日

一 拾匁 ぶり出し式ツ

一 八匁八分 小文筆八本

一 四匁貳分五リ 白玉筆五本

一 九匁六分 京毛筆四本

一 貳匁壹分 團三本

一 三匁六分 唐箸十二ぜん

一 六匁五分 唐かね花瓶壹

メ 四拾四匁八分五リ 両かへ六六七

此金貳分永百七拾貳文四分

五月廿六日

一 五百三拾文 尺火箸拾ぜん

同廿八日

一 拾匁八分 洗朱盃三つ組壹箱

此永百六拾貳文 六六六

同廿九日

一 金貳分 柳両かた壹組

五百文 両かへ七壹

一 三匁 羽幕壹本

此永七拾文四分

五月晦日

一 八百文 子供日からかさ四本代

メ拾五匁五分 六六五

此永貳百三拾三文壹分

同日

一金壹分貳朱 池ノ坊江

但し花生三本切賃御銘

御礼とも

盃屋仕切之内

六月十日

一四匁貳分 無地三ツ組盃壹箱

(付箋) 一盃

一九匁 松竹梅同断

一貳匁五分 洗朱盃台壹ツ

一貳匁四分 菓子盃壹ツ

メ拾八匁壹分

壹わり八分引

正三拾四匁八分四り 六七五

此永貳百拾九文九分

(付箋) 一盃

メ金六兩三分

永貳百三文

三貫八百八拾七文

此金詰貳分永四拾三文八分

合金七兩壹分

永貳百四拾六文八分

内ノ入用二相成候品

大坂諸買もの

四月廿六日

一百三拾八文 水吞壹ツ

此永拾九文貳分

(五月九) 同 十五日

一三匁 瀬戸水入さじとも

此永四拾五文五分

五月十七日

一金貳分貳朱 朱棹壹・獅子壹

永五拾文

同日

一貳拾匁 青貝ふる戸貳枚代

此金壹分永五拾七文七分

同十七日

一金三兩壹分貳朱 雪見形庭夜灯壹組

(先力) 行崎届ケ 岡田屋治兵衛

五月十九日

一 式 刃五分 出羽包丁壹丁

一 五 刃五分 式番床・はさみ壹丁

一 四 刃 式番たはこ・包丁式丁

ノ 拾 式 刃 六六七

此永百八拾文

同廿日

一 八 刃五分 のこきり壹丁

一 式 刃四分 細工小刀式丁

一 六 分 切出し壹丁

一 五 分 形ほり壹丁

ノ 拾 式 刃

此正ミ拾刃六分 六六七

此永百五拾六文六分

正田忝兵衛仕切

一 五 刃五分 火箸壹膳

一 七 刃六分 扇式本

一 八 刃五分 墨台壹

一 八 刃六分 びへどろ障子式枚

一 金 壹分 茶湯道具品々

一 廿 壹 刃五分 唐彫文鎮壹丁

一 五 刃五分 小道具品々

ノ 金 壹分

五十七刃式分 六六七

此品々金壹兩

永百七文六分

同十二日

一 四 百 七 拾 文 小そろばん壹けた

此永六十五文三分

六月十四日

一 拾 三 刃 くち香箱

一 式 刃六分 繪竿式本

ノ 拾 五 刃 六 分

此永式百三拾九文九分

七月五日

一 四 刃 いまり焼盃式ツ

一 三 刃 三田焼小盃台壹

一 壹 刃 八 分 粟盛酒吞十ヲ

一 五 刃 すやき出し繼式ツ

ノ 拾 三 刃 八 分 六六六

此永式百七文式分

升宗仕切之内

一四拾匁 薰生絵茶碗五十

一貳拾四匁六分 池田炭六拾代

一五匁壹分 枝炭六百目

白やき黒やき

一七拾八匁五分 唐紙壺本五状入

一五匁八分 古櫃貳ツ右炭入

一拾四匁 古長持壺棹

一四匁三分 ばくたい壺斤

一七拾四匁 碁盤□五枚代

一金貳分 茶道具壺箱

一七匁壹分 柳筒り壺

但し跡荷入

メ金貳分

貳百五拾三匁四分

此金三両三分永六十六文貳分

合金四両壹分

永六十六文貳分

メ金拾兩貳分

永百八拾九文貳分

内ノ入用ニ相成候品

西国九州買もの

閏六月七日

一金壹分 赤間ヶ関

永五文七分 硯貳ツ

同九日

一金壹兩 博多帯地式ツ

永百六拾四文三分

同十七日

一金壹分 長崎ニ而銀金具代

長崎伊勢屋仕切

一百四拾匁五分 唐石印九つ入・同肉入壺ツ・同墨三丁

一拾八匁九分 象牙骨唐扇三本

メ百五拾九匁五分

此金貳兩壹分 六六三

永百五拾五文七分

一九百六拾八文 唐墨式箱

此永百三拾六文三分 両かへ七壺

メ金四兩永貳百拾貳文

内ノ入用ニ相成候品

關東・江戸買もの

七月廿七日

〔史料紹介〕「上方諸買物道中往反入用仕訳帳」

一百文 しどろ焼茶碗四ツ

八月十一日

一貳拾貳匁 府中細工菓子箱貳ツ六十目

此金壹分永百拾六文七分

同十二日 箱根湯元

一三拾文 土瓶敷壹ツ

同日 同所

一三五拾八文 神代杉小盃貳十枚

同十四日 藤沢

一六拾文 竹たすき壹

同十五日 江ノ嶋

一貳拾文 かへば貳ツ

八月十五日 江ノ嶋

一貳拾文 菊名石

同廿四日 是々江戸

一六匁 柳笠貳かへ

此永百文

京傳店仕切

同廿五日

一六匁 自画讃扇子四本

一八匁 折遍形たはこ入壹

一貳匁五分 平形同壹

メ拾六匁五分

此金壹分永貳拾五文

同日

一金壹分 金蒔絵木御形香箱壹ツ

同日

一貳百文 銀細工きせるくじり

伊勢屋市郎兵衛仕切

同日

一金貳兩 千成花瓶壹

龍付花瓶壹

花生かき壹

一金壹分 花生かき貳ツ

メ金貳兩壹分

同日 松虫風鈴五ツ

一三百文

仕立屋仕切

同廿六日

一三拾四匁 厚板紙指金具廿

一九匁 同たはこ入壹

ノ四拾三匁

此金貳分永貳百拾六文七分

八月廿六日

一金貳分

大小引はた柄袋共

同日

一金壹分

明ヶ荷壹荷

品々買もの

同廿八日

一四拾貳文

神代杉土瓶敷貳枚

一四拾貳文

廿三包三ツ櫛壹通

一百五拾八文

すき櫛壹枚

一百八文

同項壹枚

一百六拾四文

油紙大小柄袋

ノ九百貳文

両かへ六貫六百元

此永百三拾六文六分

同日

一金壹分

貝ノ口大小さげ緒

同廿九日

一貳匁六分

明ヶ荷細引貳筋

此永四拾三文三分

ノ金五兩永百三拾八文三分

壹貫九拾貳文 両かへ六六四八

此永百六拾四文貳分

金詰合五兩壹分

永五拾貳文五分

四匁

合金貳拾七兩貳分

永貳百文五分

京都書画

林喜仕切

五月廿九日

一三匁四分貳り

善光寺縁記五冊

一六匁

元明人名録貳冊

一五匁八分

漢画指南貳冊

ノ拾五匁貳分貳厘 六六五

此永貳百廿八文九分

五月晦日

一三百拾貳文

唐紙五枚遣物入用

此永四拾三匁三分 両かへ七貳

林喜兵衛仕切

六月四日

- | | | |
|--------------|-----------|---|
| 一 式朱 | 小遣もの巻幅 | 但し此誂物扇子式拾本・唐紙半切懸物拾枚・大巾絹地懸物絵七賢人入
念右絹共先方今出ル、先方今国元へ土産として富士の絵扇拾本箱入袋
共之相送候 |
| 一金巻両 | 米元章古法状巻 | ノ金六両式分 |
| 一五匁式分 | 御代の忍沢 | 永百三拾九文巻分 |
| 一三匁式分 | 安示伝受 | |
| 一 式匁六分 | 孝行伝授 | |
| 一 式匁六分 | 金設日伝授 | |
| 一 式匁六分 | 福相成伝授 | 大坂・長崎書画 |
| 一 式匁六分 | 出世伝授 | 閏六月十七日 |
| 一 式匁六分 | 撫育伝授 | 一 四百文 長崎唐人草八枚 |
| ノ金巻両式朱 | | 此永五拾六文三分 両かへ七巻 |
| 式拾巻匁三分 | | |
| 此金詰巻分永六拾九文六分 | | 大坂吉文字屋仕切 |
| 合金巻両巻分式朱 | | 七月五日 |
| 永六拾九文六分 | | 一 四匁 身をつくし巻冊 |
| 六月九日 | | 一 四匁五分 日本橋南画巻冊 |
| 一金巻両式分 | 出世懸物岸雅之助画 | 一 四匁八分 東海道道の記巻冊 |
| 但し表具共 | | 一 壹匁 爪しるし |
| 同日 | | 一 七分 東西道中記 |
| 一金三分式朱 | 東波酔墨古法帖巻冊 | 一 拾七匁 日細見大絵図 |
| 七月十三日 | | 一 式拾式匁 都名所絵図六さつ |
| 一金式両式分 | 画師東洋へ包 | 一 拾七匁 大和名所記七さつ |
| 外小杉紙式連 | | 一 壹匁 大坂袖鏡 |

ノ七拾貳匁

此金壹兩永七拾四文六分 六七

六月十二日

一三拾五文 大坂名所記

此永五文

ノ金壹兩

永百三拾五文九分

江戸書画

西村屋仕切之内

八月廿一日

一貳拾七匁七分貳厘

膝栗毛十四冊

一拾匁

文化武鑑壹部

ノ三拾七匁七分貳厘

此金貳分永百廿八文七分

須原屋仕切

同廿五日

一金壹兩三分貳朱

集古諸帳七冊もの

一金壹兩

孝義録五十冊

一貳匁五分

文淵遺珠壹さつ

一匁匁貳分

江戸名所記壹さつ

ノ金貳兩三分貳朱

銀三匁七分

此永六拾壹文七分

合金三兩三分貳朱

永六十一文七分

ノ金三兩貳分

永六拾五文四分

右三口

合金拾壹兩壹分

永九拾文四分

京都衣服類并御持用品

四月十一日

一四匁八分

せつた一足

同

一貳百文

たび一足

十五日

一拾壹匁

はつち貳足

市兵衛・藤吉

廿一日

一九拾壹文

縮緬羽折中入木綿三尺

同

一四匁	脇指金具修覆賃	(四月初)	一貳百四拾文	あし□壹足緒共
六月六日		三月十二日	一貳百三拾文	新□
一貳百文	たひ一足			飯箇り三つ
一壹匁	琉球布単物二仕立賃	×壹貫百四文		
一三五五拾文	わらじかけ式足代	此永百六拾四文		
	×金藏・惣右衛門	×金貳分永七拾九文三分		
×貳拾匁八分		大坂衣服類并御持用品		
七百五拾文		四月廿六日		
此銀七匁		一壹匁五分	火からはたききつ	
合銀貳拾七匁八分	六六三	同廿八日	遠目鏡覆錦の袋壹	
此金詰壹分永百六拾九文三分		一三匁	同日	
但し大勘小買物仕切之内		一壹匁八分	はくゝり六尺代	
四月廿三日		同		
一五六拾貳文	めりやす壹足	一三分	紫檀緒×	
七月十二日	たひ一足	同		
一貳百拾文		一三匁	新型巾着きつ薬入	
同日		同	(木綿)	
一廿廿四文	手拭一筋	一廿三匁三分	真岡母面壹反	
七月十四日		但し短へはたき二用ル		
(貼紙)				
一三三拾文	かふかけ一足			
「四月十二日」				

同

一壹匁五分 右仕立賃

同

一四匁六分五リ ならさらし手拭壹筋

ノ三拾九匁五リ 六六五

此金詰貳分永八拾七文貳分

六月十二日

一貳朱 四つ橋きせる壹丁

玉屋源兵衛仕切

同十四日

一五匁八分 金花山巾着壹

一貳匁八分 同きせるさし壹本

一九分 くゞり一筋

ノ九匁五分

此所へ貳朱と九拾文払

六月一日 京ノ分

一貳百四拾六文 六角たはこ入貳つ

此永三拾四文六分

六月十四日

一壹匁 時計扇壹本

此永拾五文

同日

一壹匁 藻玉根付

此永拾五文

七月五日

一百七拾文 手拭壹筋

同日

一貳百廿六文 笠壹かへ

閏月十一日

一貳拾四文 大宰府梅花扇壹本

同十六日

一三拾貳文 長さき分びへどろぼたん貳つ

十四日十六日兩日分

一八拾八文 同所分指かけ七つ

ノ

ノ金三分永百拾七文貳分

六百五拾貳文

此永九拾壹文八分

合金三分永貳百九文

江戸衣服類并御持用品

大丸仕切之内

八月十八日

- 一 式拾八匁五分 三とめ縞巻反
 一 拾式匁式分 花色表巻反
 一 壹匁壹分 さや袖へり巻つ
 一 壹匁六分 袷仕立賣
 〆 四拾三匁四分
 此金貳分永貳百廿三文三分
 同日
 一 四匁 せつた一足
 一 三匁六分 同巻足 市兵衛
 一 貳匁三分五り 同巻足 藤吉
 〆 九匁九分五り
 此永百六拾五文八分
 八月廿六日
 一 百六拾四文 かふかけ一足
 同日
 一 六拾文 くゝり三尺
 たはこ入用分
 〆 貳百廿八文 両かへ六六四八
 此永三拾四文貳分
 〆 金三分永百七拾三文三分
 右三口
- 合金貳両壹分
 永貳百四拾六文貳分
 御仏具屋福井弥右衛門
 四月十二日
 一 金拾貳両 御厨子一組
 但し長徳寺様江寄進分
 一 金八拾五両三分一 内仏一式注文分
 六匁四分
 但し右荷物巳ノ春差下し候函
 内金三拾両下り
 残而金五拾五両三分 相渡
 六匁四分
 五月廿七日・六月七日兩度ニ相渡ス
 〆 金六拾七両三分
 永九拾貳文九分
 六条越後屋仕切之内
 五月廿八日
 一 四拾四匁八分五り 本紅にしき御打敷巻枚
 此金貳分永百七拾三文四分 六六六
 〆

仁義遣ひもの

一五匁三分六厘 虎屋饅頭巻箱

此永八拾文七分

但し田中兵左衛門様へ遣物

七月五日

一拾匁四分 新唐手塩皿式十

此永百五拾六文六分

但し甲州屋大津屋へ遣物

同十三日

一三百拾七文 小杉紙式束

此永四拾五文三分

但し東洋先生へ画料謝礼之節相添遣又

八月廿七日

一永百八拾七文五分 菓子代わり合

但し江戸岩城升屋へ遣物

×金壹分永式百式拾文壹分

志上ヶ金

四月三日

一金壹分 伊勢御神馬料

同十二日

一金壹分 二条瓦町詔心寺包

同日

一式百文 同寺へ包

市兵衛・藤吉名

五月五日

一金壹分 高野山月将料

七月十二日

一金壹分 二条瓦町詔心寺包

釋曉眞祥月命日志

同日

一金壹分 同寺へ時齋料

十二日朝五人御齋頂戴

同十三日

一金式兩 御本山へ上ル

御開山様御遠忌志し

外式朱 内ノさんせん溜り上ル

同十四日

一金壹分 御本山山江

釋道證七月廿六日七回忌相当り候二付御読経料

同日

一三百文 同所江

但し廿六日御戸開御願料

同廿五日

一貳百文 新坂宿法讚寺へ包

廿六日朝御読経御願

同日

一六拾文 右寺へ蠟燭式丁

金三兩貳分

七百六拾文

此永百拾文

ノ

金詰合三兩貳分永百拾文

外貳朱

内ノ散錢上ル

上方荷物詰合綿代

升宗仕切之内

一百四拾七匁六分

くりわたた六貫貳百目

此分京登せ

一四拾匁

くりわたた壹貫六百目

此分大坂跡荷物入用

ノ百八拾七匁六分

六六四

此金貳百兩三分

ノ 永七拾五文三分

ノ

八月廿九日

一百四拾文 中わた一つ

但し江戸花瓶包入用分

此永貳拾壹文

ノ

升宗仕切之内

一貳百廿六匁貳分

唐ひろふど壹丈七尺四寸

直十三かへ

同断

一拾匁

古渡り唐紗綾極彩色もやう切壹

ノ貳百三拾六文貳分

此金三兩貳分

ノ 永五拾七文貳分

ノ

国々泊りはたご料

三月十二日

一四百五拾文 岩室

十三日

一四百五拾文 出雲崎

十四日

一四百五拾文 柏崎

十五日

一四百五拾文 片町

ノ巻貫八百文 両かへ六貫五百卅文

此金詰考分永廿五文七分

是今九六遣ひ

十六日

一四百四拾八文 高田

十七日

一四百四拾八文 関川

十八日

一四百四拾八文 善光寺

十九日

一四百四拾八文 麻績

廿日廿一日

一九百文 松本

廿二日

一四百四拾八文 なら井

廿三日

一四百四拾八文 藪原

廿四日

一四百四拾八文 須原

廿五日

一四百四拾八文 落合

廿六日

一四百四拾八文 釜戸

廿七日

一四百四拾八文 内津

廿八日

一六六文 名古屋

廿九日昼

一三百文 佐谷昼飯

同日

一六百四拾四文 桑名

晦日

一六六文 上野

ノ七貫五百四拾八文

此金考兩永七拾九文七分

四月 両かへ六貫九百文

朔日

一六六文 榎田

二日

一 中川原

三日

一五百文 橋元
 六日七日
 一壹貫貳百文 吉野
 七日
 一貳百文 山上弁当
 八日
 一五百四拾八文 岡寺
 九日
 一五百四拾八文 三輪
 十日
 一六百文 奈良
 十一日
 一四百拾六文 同所昼
 五人分
 同日
 一九百拾六文 郡山
 五人分
 十二日
 一九百拾六文 上ノ太子
 五人分
 一金貳分 道頓堀
 但し酒肴代共

五人分
 金貳分貳朱
 八貫四拾八文
 此金詰壹兩永百三拾文
 金詰合壹兩三分永五文
 十四日朝升宗へ着
 十九日夕方同所出立
 廿日朝
 一三百三拾七文 橋元二而片はたご
 此永四拾七文貳分 七巻三
 同日
 一 松屋孫兵衛
 此私金蔵方々差引濟
 廿一日大勘江着
 六月十一日迄
 六月
 十一日
 一貳百四拾八文 伏見
 此永三拾四文九分
 十一日升宗へ着

	十六日同所出立		
	十六日	池田	金ひら昼宿
	一七〇九拾貳文		善通寺
	十七日十八日		廿七日
	一金壹分	有馬	一九〇六拾九文
	壹貫四百廿文		丸亀
	十九日		但し廿五日廿七日両度世話二相成候二付茶代彼是如此
	一六〇文	上野	廿八日廿九日
	廿日		一 船
	一六〇四拾八文	明石	金壹分 両かへ七貫文
	廿一日		六貫八百九拾五文
	一五〇四拾八文	曾根	此金詰三分永貳百三拾五文
	廿二日		金詰合壹兩永貳百卅五文
	一三〇四十八文	東坂元	閏六月
	廿三日		朔日二日
	一三〇文	室津片はたご	一壹貫貳百文 宮嶋
	同日夕		三日
	一三〇四拾八文	同所分ふとんかりちん	一五〇七拾文 呼坂
	廿四日		四日
	一	船二乗牛窓迄	一五〇七拾文 との三
	廿五日		五日
			一六〇文 山中

六日

一三百文 はぶ浦片はたこ

六日夜分七日八日昼迄

一九百文 下ノ関

八日

一六百文 黒崎

十日

一六百文 大宰府

十一日

一六百文 こけの

十二日

一三百文 本所片はたこ

十三日

一三百六拾文 諫早片はたこ

ノ七貫弍百八文

此金詰巻両永廿五文

両かへ七貫三十弍文

十三日長崎へ着

廿日同所出立

宿林田熊三郎

此私

一金巻両三分 出入八日

永八拾七文九分 飯代茶代・遊参酒肴・男女心付共

ノ

両かへ七貫百四十八文

廿日

一五百四拾文 諫早はたこ

廿一日

一六六六拾文 本所

廿二日

一六六六文 草田

廿三日

一六六六文 直瀧

廿四日五日昼迄

一壹貫三百卅八文 小倉

ノ三貫七百四拾弍文

此金詰弍分永三拾弍文巻分

両かへ七貫三十八文

廿五日昼分船二乗

七月二日迄

一三貫百七拾四文 出入八日分

此金詰巻分永百九拾七文

両かへ七貫百文

但し船中諸賄ミたらへ宿共

ノ

七月

二日夜五つ時升宗へ着

六日夕暮合同所出立

七日

一三百文

橋本朝飯

十日

一五百四拾八文

あたご参詣清瀧とまり

ノ八百四拾八文

此永百拾九文五分

七日四糸甲州屋へ着

大勘江も参双方二逗留

十五日昼大津屋分出立

一金八両

大津屋勘兵衛へ払

但し惣人数百四十泊り程

茶代并荷物等見せ致候二付家来中へも心付致、彼是二而如此外金

五両三分者白勢成太郎様分、都合拾三両貳分也、右之内訳拾両大

勘、貳両内義、壹両貳分家来中、先方分此方へ土産として旦那様

方へ絹帯地吉筋宛、其外供ノ者へも夫々心付之送候

十五日

一六百元

坂元

十六日

一六百元

武佐

十七日

一五百四拾八文

今須

十八日

一五百四拾八文

おとし

十九日

一七百元

鳴海

廿日

一(貼紙)七百元

御油

廿一日

一五百四拾八文

大野

廿二日

一六百元

齋川

廿三日

一六百元

ミくら

ノ五貫四百五拾文 両かへ七貫百文

此金詰三分永拾七文六分

一金壹分

新坂

永百廿七文貳分

但し廿四日廿五日廿六日出入三日逗留致候二付飯代茶代心付共如此

廿七日今八月六日迄出入八とまり

金谷宿村田屋又十郎

一七貫弍百文 右はたご

一四廿七文 右茶代

六日昼今八日昼迄

一壹貫五百文 新坂

一四四十八文 同所若木屋・沢屋へ茶代

但し数日世話二相成候二付

八日

一七百文 見付

但し是今日根海道へ出其節人足頼旁世話致候二付茶代心付共如此

九日

一六百文 相良

同

(貼紙)
一貳百三拾六文 是今三條迄船世話致候二付心付わり合

十日

一六百文 久能根古屋

十一日

一貳百七拾三文 府中昼宿

同日

一六百文 興津

同日

一四十四文 茶代

十二日

一六十七拾弍文 沼津

同日

一百文 茶代

十三日

一六百文 小田原

同日

一百文 茶代

十四日

一壹貫五百文 江ノ嶋

但し酒肴代とも

十五日

一六百文 鎌倉

十六日

一六百文 加奈川

十七日

一三百文 品川昼宿

拾七貫弍百拾弍文

此金詰弍両弍分永六拾文

〔史料紹介〕「上方諸買物道中往反入用仕訳帳」

両かへ平均六貫七百廿四文

十七日江戸へ着

廿九日同所出立

宿富沢町玉や久五郎

廿九日

一金壹両 宿払

永貳百文

但し十七日夕廿九日迄三十九人

一永三百文 茶代

ノ金壹両貳分

一七百五拾八文 家頼男女三人へ心付

廿九日夕

一六百文 粕壁

晦日

一五百廿四文 中田

ノ壹貫百廿四文 両かへ六六三

此永百六拾九文五分

九月

朔日

一六百文 石橋

二日

一貳百文 氏家

同

一五百文 今市

三日

一百七拾貳文 太田原

同

一三百四十八文 婦□

四日

一百七拾貳文 白坂

同

一四百文 太田原

五日

一百五拾文 牧之内

同

一四百五十文 白坂

ノ貳貫九百九拾四文 両かへ六五三貳

此金詰壹分永貳百八文五分

是夕丁錢遣ひ

六日

一百五拾文 福良

同日

一 四百文 勢至堂

七日

一 五百七拾文 若松

八日

一 四百九十八文 野沢

九日

一 五百貳文 津川

十日

一 五百文 米倉

同

一 四百五十文 右茶代

一 三貫七拾文 兩かへ六六五

此金壹分永貳百拾壹文六分

右宿々分

合金貳拾三兩壹分

永百三拾文四分

此内訳

金八兩 京都大勘茶代心付共

金壹兩三分 長崎林田右同断

永八拾七文九分

金壹兩貳分 江戸玉久右同断

金拾貳兩 国々泊り右同断

永四拾貳文五分

一

国々船賃

三月廿九日

一 貳百拾文

同

一 百拾貳文

（貼紙）四月廿四日

一 四百四拾八文

五月二日

一 貳百廿四文

同十九日

一 金壹分

永拾貳文

但し五人分

同日

一 百拾拾四文

六月十一日

一 五百四拾文

同日

伏見今大坂迄

伏見今大坂迄

右酒手

佐谷の渡り

伏見今大坂迄

田川今かた迄

大坂今橋元迄

ふとん損銭

伏見今大坂迄

一廿八文	ふとん損銭	一壹貫貳百文	本所分諫早迄
同廿四日		海上廿日	
一金貳分	室津分丸亀迄	同廿一日	
永百文		一壹貫八拾文	諫早分本所迄
但し船中賄代共海上廿日		長崎分戻り	
出入二日懸ル		閏六月廿五日	
六月廿七日夕方		一金壹兩貳分	小倉分大坂迄
一金三分	丸亀分宮嶋迄	海上百五十り七月二日大坂へ着、出入八日、但し飯代別二払	
但し船中諸賄引請之函		七月六日	
閏六月一日夕方宮嶋へ着いたし候海上四十五り		一永百四拾九文壹分	大坂分橋元迄
閏六月三日		八月十日	
一永百五拾文	宮嶋分むろの木迄	一金貳分貳朱	相良分三保迄
同六日		同	
一貳百四拾文	はぶ浦分下ノ関迄	一百八十貳文	右酒手
但し海上六日		同十二日	
同八日		一三百廿貳文	興津川越銭
一貳百四拾文	下ノ関分小倉渡り	同日	
但し三り		一百三拾貳文	台之分
同		同十四日	
一六拾文	三人分切手銭	一六百文	小田原酒匂川越銭
同十二日		但し台ノ分共	
		同日	

一百八拾八文 江ノ島船とかたこし分

同十五日

一八拾文 同所戻り川渡し

メ金四兩永三拾六文壹分

六貫三拾八文 兩かへ六貫九百文

此金詰三分式朱

合金四兩三分

永百六拾壹文壹分

馬加籠賃錢

三月十五日

一百六拾文 馬 鉢崎分梯崎迄

同日

一百拾文 馬 梯崎分片町迄

十六日

一三百六拾六文 馬 黒井分高田迄

同日

一五拾文 右酒手

十八日

一六百文 馬 関川分むれ迄

同日

一七百文 馬 むれ分善光寺迄

十九日

一貳百廿四文 馬 いなり山分おみ迄

廿日

一貳百七拾貳文 馬 会田分岡田迄

同日

一貳百拾六文 馬 岡田分松本迄

廿五日

一四百五拾文 馬 須原分三どの迄

晦日

一百六拾八文 馬 白子分上野迄

四月一日

一四百文 馬 上野分高田廻りて津迄

閏六月六日

一四百文 馬 大道市分小郡迄

同日

一七拾六文 馬 ふとん料茶屋世話料共

八月十一日

一百文 馬 江尻より興津迄

同日

一拾六文 馬 右酒手

同日

一三拾貳文 馬 同所分同断

八月十三日			
一五百文	か	三嶋分箱根迄	
一拾六文	ふとん代		
四貫八百七拾六文	両かへ六七五		
此金詰式分永式百廿式文四分			
西印国々荷持賃錢			
三月十三日			
一三拾文	寺泊り分	出雲崎迄	
同十四日			
一貳拾五文	荒濱分	柏崎迄	
同廿五日			
一百拾三文	妻籠分	落合迄	
同廿六日			
一百拾式文	釜戸分	高山迄	
同廿八日			
一拾六文	かじ川分	名古屋迄	
同廿九日			
一三拾文	名古屋分	甚目寺迄	
同日			
一百四拾文	甚目寺分	佐谷まで	
晦日			
一八拾式文			桑名分上野迄
四月一日			
一八拾文	津分	雲出迄	
同日			
一百文	雲出分	松阪迄	
同日			
一四拾式文	松阪分	くしだ迄	
九日			
一九拾式文	石部分	大津迄	
六月廿二日			
一百拾五文	大久染分	高砂迄	
七月十五日			
一貳朱	京都分	坂元迄	
同十六日			
一百壹文	大津分	草津迄	
同日			
一百七拾四文	草津分	守山武佐まで	
十七日			
一貳百壹文	桑ち川分	今須迄九り	
一拾四文	右酒手		
十八日			
一百四拾壹文	今須分	大垣迄	

十九日

一百廿六文

おこし今清州迄

廿日

一三百五拾四文

なるみ今御油迄酒手共

廿一日今廿四日迄

一金壹分

御油今風来る、秋葉廻りて懸川迄

八月八日

一百廿四文

懸川今見付迄

九日

一貳朱

見付今相良迄

十二日

一百拾六文

吉原今原迄

八月十二日

一七拾文

原今沼津迄

十三日

一百七拾貳文

三嶋今箱根迄

同日

一百七拾貳文

箱根今小田原迄

十四日

一百四拾八文

大磯今藤沢迄

同日

一百文

藤沢今江ノ島迄

十六日

一三拾文

山ノ内今土塚迄

十七日

一百文

川崎今品川迄

同日

一貳拾文

同所今江戸日本橋迄

金貳分

三貫百七拾六文

此金壹分永貳百拾文三分

金詰合三分永貳百拾文三分

東印江戸今在所迄駄賃錢

八月廿九日

一百貳拾五文

先触状持賃

同日

一貳百三拾六文

富沢町今千住迄

同日

一三拾貳文

千住今草加迄

同日

一貳百文

千住二而荷物付出候祝儀

同日

一貳拾六文

そふか今越谷迄

同
 一三拾八文 同所分粕壁迄
 晦日
 一貳百三拾六文 同所分中田迄一日ノ分酒手共
 九月一日
 一貳百拾六文 中田分石橋迄
 二日 石橋分氏家迄
 一百九拾三文
 三日 氏家分大田原迄
 一百廿八文
 四日 太田原分白坂迄
 一百六拾三文
 五日 白坂分牧ノ内迄
 一百一八文^(貼紙)
 〆壹貫七拾六文
 是分丁錢遣ひ
 六日
 一百五文 牧ノ内分福良迄
 七日 福良分若松迄
 一百文
 八日

一百四拾六文 若松分野沢迄
 九日
 一百八拾文 野沢分津川迄
 十日
 一貳百廿六文 津川分米倉迄
 十一日
 一貳百三拾五文 米倉分新発田迄
 但し人足へ祝儀酒手共
 〆九百九拾弍文
 二口合貳貫七百八文
 此金詰壹分永百五十八文五分
 東西
 二口〆金壹兩壹分
 永百拾八文八分
 御神事拝見
 御能芝居丸山遊興入用共
 四月十一日
 一拾三匁五分七リ 芝居
 壹貫五百九拾五文
 五月廿七日
 一廿三匁七分五リ 右同断

貳貫三百四拾文

メ三拾七匁三分貳り

三貫九百三十九文

此銀三拾七匁四分三り

銀合七拾四匁七分五り

六月七日

一三拾貳匁三分

祇園会ねり見物

七日昼夕夜五つ頃迄酒肴諸人用共

一拾六匁壹分貳り

竹ノ内御能見物

酒肴諸人用共

六月三日

一百五拾壹匁八分

丸山入用

メ貳百七拾四匁九分七り 六六三

此金詰四兩永百四拾七文三分

四月五日

一四百五拾文

伊勢芝居

同廿三日

一四拾六文

京小芝居

同廿五日

一五拾四文

京竹田

同廿七日

一八百八拾文

大坂中芝居

五月十四日

一貳百七拾六文

大坂小芝居

同十五日

一九百四拾文

同所中芝居

同十六日

一金貳分

同所大芝居

永五十七文五分

五人

六月十日

一四百六十四文

京中芝居

同十二日

一百五拾貳文

大坂中芝居

メ金貳分永五十七文五分

三貫貳百七拾八文

此金詰壹分永貳百五文三分

金詰合壹兩永拾貳文八分

江戸

一金壹分

市村座

永百八拾七文五分

錢三百十八文

一金貳分 中村座

永廿五文

錢貳百四十四文

一百六拾五文 小芝居

✓金三分

永貳百拾貳文五分

七百三拾壹文 両かへ六六五

此永百八文四分

金詰合壹兩永七拾文九分

右三口

合金六兩

永貳百三拾壹文

御講刺入用

一三拾五匁分 御刺刀御盃旦那様分

一貳拾壹匁三分 御刺刀藤吉分

一壹匁分五 糸りかけ手拭弐筋

✓五拾七匁五分五り

一拾貳匁五分 役所庄八へ付届ケ

但し御刺刀御様之節其外折々世話二相成候二付

✓七拾匁五り 六六三

此金壹兩永五十六文五分

国々神社仏閣拜見料

三月廿八日

一五拾四文

一三匁

一壹匁九分

✓四匁九分

此永七拾三文九分

五月三日

一貳拾八文

七月十二日

一百八十八文

同日

一百廿六文

八月十一日

一貳百文

九月三日

一金壹分

✓金壹分永七拾三文九分

六百四文 両かへ六八五

此永八拾八文貳分

(貼紙) 名古屋 建仲寺

東殿拜見

六条拜見

紀三井寺座敷

紫野大徳寺拜見

金閣寺同断

久能山同断

日光明石ノ間同断

金詰合巻分永百六拾弍文巻分

大坂荷物懸り

- 一 弍匁五分 くり綿巻本京登せ運賃
- 一 六匁四分 茶湯炭弍箇分運ちん
- 一 廿六匁 京下り荷物六荷分運賃
- 一 七匁 荷作り運賃わり合
- 一 壹匁五分 京下り荷品々水上分
- 一 六匁五分 荷作り懸り
- 一 八匁 長持運賃
- 一 八匁 京下り長持運賃
- 一 壹匁弍分 水あげ入用
- 一 三匁五分 柳箇り荷作り懸り
- 一 五匁 右運賃

ノ七拾五匁六分 此金巻両永百三拾八文六分

一金三拾両巻分 小私 永四文巻分

但し昼飯入用・宿々茶代・酒代・わらし・ぞふり・髪結・びん付・元結・筆・紙・絵図・縁記・宝物開帳・散銭・あんま・たはこ代 其外品々入用共

分家入用

- 一 弍拾八匁 羽釜弍ツ上みかき
- 一 拾七匁六分 同弍ツ
- 一 三匁九分 右運賃
- ノ四拾九匁五分 此金弍分永弍百四拾五文五分

白(貼紙)「瀬勾」当様分

- 四月十日 間所様納
- 一金百両 同所へ納
- 同十六日 官料金
- 一金百拾弍両 恐借
- ノ金弍百拾弍両 御式内巻冊紙代書賃共
- 外金三拾両 同廿三日
- 一七匁 琴の爪くる巻組
- 同廿三日 同日
- 一 弍匁五分 門上ノ方一組蒔絵
- 一 三匁

〔史料紹介〕「上方諸買物道中往反入用仕訳帳」

六月十四日

一百六匁五分 浦吹綿五尺

しやもん表入用分

百拾九匁 六六七

此金壹兩三分

永三拾四文五分

金貳百拾三兩三分

永三拾四文五分

おみや殿分

林喜仕切之内

一三匁分五リ

一三匁六分

一四匁五分

一貳匁分五リ

一拾匁八分

貳拾三匁八分五リ

此金壹分永百八文六分

四月廿四日

一金貳兩

金山屋忠蔵渡

但し鼈甲櫛かぶがへ増入用分

金貳兩壹分

永百八文六分

取替口

藤吉

一金壹兩貳分

品々買物代

永百拾壹文

内金貳分貳朱

三月十一日預り分引

残而金三分

不足かし

永貳百三拾六文

市兵衛

諸買物代

一金貳兩

諸買物代

永百八拾八文五分

天王惣右衛門

諸買物代

一金貳分

諸買物代

永四拾貳文八分

さろはし出店

夜灯壺・盃壺組

一拾八匁五分

此金壹分永廿七文八分

金蔵

一金三兩壹分 京大坂買物代

永三拾貳文壹分

伴七

五月廿九日

一拾貳匁六分 節用壹冊

此永百八拾九文五分 六六五

横町権太郎

四月十七日

一金三兩 上方二而買物代入用之当

京都大津屋勘兵衛

一金六拾五兩 相渡又

但し別紙^(貼紙) 諸買物代之内

外金五拾兩八権太郎相渡

銀三貫貳百五十匁九分下り

末目錄

一金貳兩貳分 土産物国々名物買物

永六拾四文五分

一金拾八兩貳分 右同断京都買物

永拾壹文六分

一金拾八兩壹分 右同断大坂買物

永百八拾七文貳分

一金貳分 右同断品々名物買物

永七拾八文三分

一金壹兩三分 右同断江戸買物

永百四拾六文壹分

金四拾壹兩三分

永貳百三拾七文七分

一金七兩壹分 国々京内ノ入用二相成候品

永貳百四拾六文八分

一金拾兩貳分 大坂右同断

永百八拾九文貳分

一金四兩 西国右同断

永貳百拾貳文

一金五兩壹分 東海道江戸右同断

永五拾貳文五分

金貳拾七兩貳分

永貳百文五分

- 一金六兩貳分 京都書画
 永百三拾九文壹分
 一金壹兩 大坂右同断
 永百三拾五文九分
 一金三兩貳分 江戸右同断
 永六拾五文四分
 金拾壹兩壹分
 永九拾文四分
 一金貳分 京衣服類御持用之品
 永七拾九文三分 大坂右同断
 一金三分 永貳百四拾三文六分
 一金三分 江戸右同断
 永百七拾三文三分
 金貳兩壹分
 永貳百四拾六文貳分
 一金拾貳兩 京都福井弥右衛門
 但し長徳寺様へ^(奇)奇進御厨子代
 一金五拾五兩三分 同人
- 永九拾貳文九分
 但し内仏一式入用之内
 外金三拾兩下り
 金六拾七兩三分
 永九拾貳文九分
 一金貳分 京都御打敷壹枚
 永百七拾三文四分
 金壹分 仁義遣物品々代
 永貳百廿文壹分
 一金三兩貳分 品々志し上ケ金
 永百拾文
 一金貳兩三分 上方荷物詰合綿代
 永七拾五文三分
 永貳拾壹文 江戸花瓶包中綿代
 一金三兩貳分 大坂古渡り切壹唐びろふど代
 永七拾七文貳分
 一金貳拾三兩壹分 国々泊りはたご代、京長崎分共
 永百三拾文四分
 此内訳
 金八兩 京大勘茶代心付共
 金壹兩三分 長崎林田右同断

永式百卅六文

外金式分式朱預り分差引

但し国々買物代かし

一金貳両 市兵衛

永百八拾八文五分

但し国々買物代かし

一金貳分 天王惣右衛門

永四拾貳文八分

但し上方買物代かし

一金壹分 さるはし出店

永廿七文八分

右同断

一金三兩壹分 金蔵

永三拾貳文壹分

但し諸買代差引之上不足分かし

一永百八拾九文五分 伴七

但し節用壹冊代

一金三兩 権太郎直渡

京都二而かし分

一金六拾五兩 大津屋勘兵衛相渡

但し別紙諸買物代之内

外金五拾兩八権太郎登り之節相渡

銀三貫式百五十匁九分下り

ノ

都合金五百式拾四兩壹分式朱

此所江

金三百式兩 三月十一日持参

金壹分式朱 同日大々講合路用割当

金式兩 三月十一日金平殿合買物代当テ誂金遣ひ込

金式百廿兩 五月追為登金

但し金蔵殿・惣右衛門持参

ノ金五百廿四兩壹分式朱

差引出入なし

右者去辰春上方調物其外国々名物諸買物并二道中往反入用共前書之通

少も相違無御座候以上

共市兵衛

翌巳ノ正月

御勘定所

【解題】

史料の作成者について

先述のとおり、この「仕訳帳」はほぼ日本全国に及ぶ旅の入用をまとめた報告書であるが、「仕訳帳」の作成者は、末尾に名前がある市兵衛である。この市兵衛が白勢家とどういう関係にあるのか、また、この史料がなぜ白勢家のものといえるのかをまず記しておきたい。

そもそもこの白勢家は享保十二年（一七二七）に宗家四代長兵衛の次男が新発田下町に分家したことに始まる。この本家初代長兵衛は新田開発により土地集積を行い大地主としての基礎を築く。宝暦十二年（一七六二）には居を幕府領の土地龜新田に移し、新発田下町には悴庄次郎を置いて質屋営業をさせた。⁽³⁾ この分家庄次郎は明和三年（一七六六）に亡くなるが、長兵衛家との本分家関係は幕末まで続く。⁽⁴⁾ しかし、「寛政七年卯年分 辰正月末目録 猿橋出店」には「猿橋白勢庄次郎」の名前があるので、一定時期に分家は、城下町の西にある下町から新発田川を隔てた猿橋村に出店を設けたものとみられる。この「猿橋出店」の名前が、「仕訳帳」にも度々現れることが、この史料が白勢家のものといえる根拠の一つである。

二つ目には、文化五年（一八〇八）の上方入用が本家長兵衛家の文化六年「去辰年中金銭請払帳」⁽⁶⁾などにも記されていることである。但し、金額には異同があり、詳細の検証は今後の課題である。

三つ目には、前掲の「寛政七年卯年分 辰正月末目録 猿橋出店」や「惣括去辰年中金銭請払帳」を含めた本家長兵衛家の「寛政七年」

文政二年諸目録⁽⁷⁾には、「白勢勾当」・「市兵衛」・「金蔵」・「横町権太郎」など、「仕訳帳」に掲載される人名と重複する人名の記載があることである。

そして、「市兵衛」は、その末尾に作成者として名前が載ることがらして、本家長兵衛家の有力な奉公人と考えられる。これは文化八年正月十八日付の「利潤指引諸入用払高目録」⁽⁸⁾に「市兵衛別宅入用」の記載があり、「仕訳帳」を作成した二年後には別宅を許される地位にあったことからわかる。⁽⁹⁾

さらに、「仕訳帳」に名前の記載がある「白勢成太郎」は、宗家八代瀬兵衛（寛政七年～天保二年）の幼名と合致し、⁽¹⁰⁾文化八年に八代目を襲名した点から考えて、文化五年時点で登場する「白勢成太郎」は、宗家八代瀬兵衛と推定できる。

また、「土産物京都買物」の項目には「此分さるはし長太郎様へ遣物」の記述がある。「長太郎」は白勢本家六代長兵衛の幼名であり、⁽¹¹⁾文化五年には十三歳である。長太郎は先述の分家庄次郎の孫にあり、襲名以前の時期に猿橋出店に暮らしていたと考えると不思議はない。

さらに、「仕訳帳」に記載のある「白勢勾当」は五代長兵衛の息子にあたるが、後に検校に列せられ、官職を得た文化人である。⁽¹²⁾これは「仕訳帳」の中で、京都において「金貳百拾貳両」の官料金支払いの記録があることからわかる。

以上のことから、「仕訳帳」は享保十二年（一七二七）に宗家から

分家して成立した白勢本家長兵衛家の史料と判断できる。

史料の構成と同行者

次に「仕訳帳」の構成について記しておきたい。「仕訳帳」の末尾に入用項目をまとめた「末目録」があるが、この内容を表1に一覧にした。

表に示すように入用合計金額が五二四兩一分二朱であったが、「末目録」の最後に次のように記載がある。

都合金五百貳拾四兩壹分貳朱

此所江

金三百貳兩 三月十一日持参

金壹分貳朱 同日大々講分路用割当

金貳兩 三月十一日金平殿分買物代当テ誂金遣ひ込ミ

金貳百廿兩 五月追為登金

但し金蔵殿・惣右衛門持参

メ金五百廿四兩壹分貳朱

これを市兵衛が巳正月付けで「上方調物其外国々名物諸買物并二道中往反入用共」として、店の御勘定所宛に届け出ている。

道中日記ではないため、同行者の詳細は明記していないが、「国々泊りはたご料」の五月十一日の奈良昼食代、同日の郡山・翌十二日の上ノ太子の旅籠料、道頓堀での酒肴代に「五人分」と但し書があり、同行者の人数が記されている。また、五月十六日の「大坂大芝居」の

部分にも「五人」と記されている。ただ、他の場所で同様の但し書がないのは、これらの部分が特別であると考えられる。

「取替口」の項に掲載される名前は「藤吉」「市兵衛」「天王惣右衛門」「さるはし出店」「金蔵」「伴七」「横町権太郎」の七つである。このうち、「さるはし出店」については人名とは判断しにくい。また、一般に検校官途の手続きは、みずから京都に赴いて、職屋敷に官金を納付するか、あるいは自分より高官の名代をもって行うことになっている⁽¹³⁾。白勢勾当の上京について、その可能性はないとは言えないが、六月四日に京都において「勾当様」への土産購入の記録が残ることから、この旅には同行していない可能性が高い。

しかし、先の引用部分において支出総額のうち「金貳百廿兩」については「五月追為登金」「但し金蔵殿・惣右衛門持参」とあり、これを旅程中の五月に金蔵と惣右衛門が後で持参したお金とするならば、「取替口」に記載される「さるはし出店」を除く六人のうち、五月に金蔵と惣右衛門のいずれかが奈良で一行に合流した可能性が考えられる。

旅程について

この旅の旅程については、旅籠代の記録によって辿ることができると、これをまとめて表2に示す。

この表は宿泊地を日を追って記したものである。これによると、一番宿泊数の多い京都是三回四十一泊に及ぶ。これに次いで多いのが大

表1 文化5年(1808)上方諸買物道中往反入用仕訳帳末目録一覽表

No.	用途	金額	備考
1	土産物国々名物買物	金2両2分 永64文5分	
2	土産物京都買物	金18両2分 永11文6分	
3	土産物大坂買物	金18両1分 永187文2分	
4	土産物品々名物買物	金2分 永78文3分	
5	土産物江戸買物	金1両3分 永146文1分	
	小計	金41両3分 永237文7分	
6	国々京内ノ入用二相成候品	金7両1分 永246文8分	
7	大坂内ノ入用二相成候品	金10両2分 永189文2分	
8	西国内ノ入用二相成候品	金4両 永212文	
9	東海道江戸内ノ入用二相成候品	金5両1分 永52文5分	
	小計	金27両2分 永200文5分	
10	京都書画	金6両2分 永139文1分	
11	大坂書画	金1両 永135文9分	
12	江戸書画	金3両2分 永65文4分	
	小計	金11両1分 永90文4分	
13	京衣服類御持用之品	金2分 永79文3分	
14	大坂衣服類御持用之品	金3分 永243文6分	
15	江戸衣服類御持用之品	金3分 永173文3分	
	小計	金2両1分 永246文2分	
16	京都福井弥右衛門	金12両	長徳寺様へ寄進御厨子代
17	同人	金55両3分 永92文9分	内仏一式入用之内
	小計	外金30両下り	
		金67両3分 永92文9分	
18	京都御打敷壹枚	金2分 永173文4分	
19	仁義遺物品々代	金1分 永220文1分	
20	品々志し上ケ金	金3両2分 永110文	
21	上方荷物詰合綿代	金2両3分 永75文3分	
22	江戸花瓶包中綿代	永21文	
23	大坂古渡り切巻唐びるふど代	金3両2分 永77文2分	
24	国々泊りはたご代、京長崎分共	金23両1分 永130文4分	
	京大勘茶代心付共	金8両	
	長崎林田茶代心付共	金1両3分 永87文9分	
	江戸玉久茶代心付共	金1両2分	
	国々泊り払	金12両 永42文5分	
25	国々船賃	金4両3分 永161文1分	
26	国々馬駕籠賃	金2分 永222文4分	
27	国々荷持賃銭	金3分 永210文3分	
28	江戸より在所迄駄賃	金1分 永158文5分	
	27+28計	金1両1分 永118文8分	
29	三ヶ津御神事拜見・御能芝居・丸山遊興とも	金6両 永231文	
30	御講刺御盃入用	金1両 永56文5分	
31	神社仏閣拜見料	金1分 永162文1分	
32	上方荷物大坂荷作懸運賃とも	金1両 永138文6分	
33	小払	金30両1分 永4文1分	昼飯入用・宿々茶代・酒代・わらじ・ぞふり・髪結・びん付・元結・筆・紙・縁記・絵図・宝物開帳・散銭・あんま・たはこ其外品々入用分
34	分家入用釜四つ代	金2分 永245文5分	
35	白瀬様入用	金213両3分 永34文5分	官料金其外買物代
		外30両	恐借
36	おみや殿	金1分 永108文6分	京都書物代
37	御同人	金2両	べつかふ櫛かふがへ代増入用金山屋忠蔵殿へ相渡ス
	小計	金2両1分 永108文6分	
38	藤吉	金3分 永236文	国々買物代かし
		外金2分2朱預り分差引	
39	市兵衛	金2両 永188文5分	国々買物代かし
40	天王惣右衛門	金2分 永42文8分	上方買物代かし
41	さるはし出店	金1分 永27文8分	上方買物代かし
42	金蔵	金3両1分 永32文1分	諸買代差引之上不足分かし
43	伴七	永189文5分	節用巻冊代
44	権太郎直渡	金3両	京都二而かし分
45	大津屋勘兵衛相渡	金65両	別紙諸買物代之内
		外金50両(銀3貫250匁9分5り)	権太郎登り之節相渡
	合計	金524両1分2朱	

表 2 文化 5 年 (1808) 上方諸買物道中旅程表

日	3 月	4 月	5 月	6 月	閏 6 月	7 月	8 月	9 月
1	柳田	田川	京都	宮嶋	(乗船)	金谷	石橋	
2	中川原	紀三井寺	京都	宮嶋	大坂	金谷	今市	
3	伊勢 (御師)	粉川	京都	呼坂	大坂	金谷	婦□	
4	伊勢 (御師)	高野山	京都	との三 (富海)	大坂	金谷	太田原	
5	伊勢 (御師)	橋元	京都	山中	大坂	金谷	白坂	
6	松阪	吉野	京都	はぶ (土生) 浦・下ノ関	大坂	新坂	勢至堂	
7	関	吉野 (山上)	京都	下ノ関	橋本	新坂	若松	
8	石部	岡寺	京都	黒崎	京都	新坂	見付	
9	大津	三輪	京都	黒崎	京都	相良	久能	
10	京都	奈良	京都	大宰府	あたご (清瀧)	京都	興津	米倉
11	京都	郡山	大坂	このけ (古深) の	京都	京都	沼津	新莠田
12	岩室	上ノ太子	大坂	本所 (本庄)	京都	京都	小田原	
13	出雲崎	道頓堀	大坂	長崎	京都	京都	江ノ島	
14	柏崎	大坂	大坂	長崎	京都	鎌倉		
15	片 (湯) 町	大坂	大坂	長崎	坂元	加奈川		
16	高田	京都	大坂	池田	武佐	江戸		
17	関川	坂元	大坂	有馬	今須	江戸		
18	善光寺	京都	大坂	上野	おとし (大歳)	江戸		
19	麻績	京都	大坂	長崎	鳴海	江戸		
20	松本	京都	橋元 (橋本)	諫早	御油	江戸		
21	松本	京都	明石	本所 (本庄)	大野	江戸		
22	なら井	京都	東坂元	草川	斎川	江戸		
23	敷原	京都	室津	直島 (直方)	三くら (三倉)	江戸		
24	須原	京都	牛窓	小倉	新坂	江戸		
25	落合	大坂	金ひら	(乗船)	新坂	江戸		
26	釜戸	大坂	善通寺	(乗船)	新坂	江戸		
27	内津	大坂	丸亀	(乗船)	金谷	江戸		
28	名古屋	大坂	(乗船)	(乗船)	金谷	江戸		
29	桑名	大つ (泉大津)	京都	(乗船)	金谷	粕壁		
30	上野	京都	京都	(乗船)	金谷	中田		

※滞在地名は原則として同日の最終滞在地を記載した。

坂で四回二十泊、次いで江戸が一回十二泊と三都だけで宿泊数が七十
三泊に及ぶ。これ以外では東海道の金谷の八泊、九州の長崎の七泊な
どが多い。これらの連泊地にはそれぞれ定宿があつた。それぞれ示す
と次のとおりである。

京都―大津屋勘兵衛・甲州屋、大坂―升屋宗右衛門、江戸―富沢町玉
や久五郎、金谷―村田屋又十郎、長崎―林田熊三郎

このうち、京都の大津屋は旅客宿のようであるが、大坂の升屋では
「大和青梅縞」の布地や手拭、茶碗・炭・唐紙・碁盤・茶道具などを
販売しており、専門の旅客宿ではないと思われる。

なお、「国々泊りはたご代」の項目に記される「片はたご」は昼食
付の休憩である。

買物及び道中入用について

ここでは「仕訳帳」に記載された諸入用から判明する事柄を記して
おきたい。表1にも示されるように、土産物・内ノ入用二相成候品・
書画・衣服御持用之品いずれにおいても、京・大坂・江戸の三都が主
たる買物の場所である。それぞれの店名と買物を列挙する。

① 京

寺町通川端陸奥大掾―ふしの粉（お歯黒の染料）

五条柳馬場伊勢屋源助―髪花（髪飾り）

五条柳馬場西へ入結糸屋五兵衛―結糸

御影堂寺町西へ入桑田屋伊兵衛―草履

② 大坂

三条寺町東へ入福井伊豫―針

藪ノ下日野屋源八―盃

三条寺町上ル所いせ屋藤兵衛仕切―さずが刺刀

五条橋通近江屋吉兵衛―髪かざり、花かんざし類

六条越後屋―たばこ・本紅にしき打敷

林喜兵衛―書画

松原通下村屋―たばこ入

六条松屋孫兵衛―数珠類

ふる敷屋次郎兵衛―風呂敷

宇治柳屋八右衛門―初むかし・後むかし・若草等

寺町三条下ル伊兵衛―筆・唐箸・唐かね花瓶等

揚弓屋七郎右衛門―揚弓

京傳店―扇子・たばこ入

伊勢屋市郎兵衛―花瓶・花器

いせ屋藤兵衛―真鍮錠・びへどろ菊盃・名画扇等

福井弥右衛門―仏具

その他―姉小路扇屋・御影堂扇・水引屋・盃屋・仕立屋等

岩城升屋―絹風呂敷・えりかけ

はりまや源蔵―小六角・すじ惣角・御納戸角等

升屋宗右衛門―布地・手拭・茶碗・炭・唐紙等

疋田忝兵衛―火箸・扇・茶湯道具・唐彫文鎮等

大坂吉文字屋―書物

玉屋源兵衛―巾着・きせるさし等

③ 江戸

西村屋―書物

池の端酒袋―酒袋・徳利

日本橋柳屋五郎三郎―白粉・小間物

須原屋―書物

大丸―反物等

これにより、三都のなかでも滞在日数に比例して京都での買物の多さがわかる。また、呉服太物商では大坂の岩城升屋や江戸の大丸、書肆では大坂吉文字屋や江戸の須原屋などの有名店で買物をしている。

大坂の江戸時代中期最大の書肆である吉文字屋^①では、「都名所絵図六さつ」(式拾式刃)・「大和名所記七さつ」(拾七刃)・「大坂名所記」(三拾五文)などの名所案内のほか「大坂袖鏡」(壹刃)のような武鑑も購入している。江戸でも西村屋^②で「文化武鑑壹部」(拾刃)、須原屋で「江戸名所記壹さつ」(壹刃式分)を購入し、西村屋では当時流行した滑稽本「膝栗毛十四冊」(式拾七刃七分二厘)も入手している。

それ以外に、京では「内ノ入用ニ相成候品」として、「遠眼鏡壹本」(金貳分式朱)や「詩かるた式百枚入」(式朱)、孔雀の尾拾四本^③(式朱)など面白い買物がある。また「池の坊江」の「花生三本切賃御銘」(金壹分式朱)という記載もあって、当時の華道家元への礼金

相場がわかり興味深い。

三都以外の名物では中山道の藪原のお六櫛、伊勢の万金丹、芸州宮島の楊枝などの購入記録がある。

また「志上ヶ金」の項では「御本山」の「御開山様御遠忌」に「金貳両」もの志しと「外式朱」の賽銭金を奉納し、それ以外にも「釈道證七月廿六日七回忌相当地候二付御読経料」として「御本山」へ「金壹分」等を奉納している。同じく読経御願(志金は貳百文)をしているお寺に新坂宿法護寺があり、同寺の宗門から本山は浄土真宗大谷派東本願寺と考えられる。

入用経費には「上方荷物詰合綿代」の項目がある。これは緩衝材として使う繰り綿のことで、当時の荷物梱包の方法を具体的に示している。

その他、旅籠料、船賃、駕籠賃、荷物賃などは、釈文をご参照いただくとして、特記事項のみ簡単に記しておきたい。

まず、「国々泊りはたご料」の項目にある「是分九六遣ひ」「是分丁錢遣ひ」という注記に注目したい。「九六」とは九六銭のことで、錢を纏で使う場合に、九六文をもって百文通用とした市場での慣習のことを指し、一方正確に百文ある纏を丁錢と呼ぶが、「仕訳帳」では「九六遣ひ」と「丁錢遣ひ」の地域を区分しているのである。まず「是分九六遣ひ」という注記があるのは、往路において三月十五日の片(湯)町と十六日の高田(いずれも北国街道の宿駅)との間である。また「是分丁錢遣ひ」という注記があるのは、復路において九月

五日の白坂と六日の福良（いずれも白河街道の宿駅）の間である。

船賃に関しては、淀川の三十石船の下り船を四月二十四日と六月十一日の二回利用しているが、四月二十四日は「四百四拾八文」、六月十一日は「五百四拾文」と、同年の同行程でありながら運賃にほぼ百文の開きがある。これは前記のとおり、同行者の人数による可能性がある。一番長い乗船区間は、閏六月二十五日乗船の小倉―大坂間で、海上百五十里、船上六泊で大坂に七月二日に到着し、飯代別で船賃が金壹両貳分となつている。人数の但し書はない。

旅の目的について

最後に文化五年の上方諸買物道中の目的について触れておきたい。これは同行者の人数や同行者の明確な素性が判明しないと正確なことはわからない。中山清『千町歩地主の研究(続)』（京都女子大学、一九八七）の「史料Ⅲ 寛政七年～文政二年諸目録」を通過しても上方入用の支出については、同年を除くと享和四年（一八〇四）に見られる程度である。ただこの年の「上方入用調物代」は「金八拾貳両壹分 永百六拾五文壹分」に留まつている。しかし、両年に共通していえることは、普請入用や分家入用などの臨時入用が重なっていることである。享和四年であれば、諸普請入用（金四拾八両 永八拾六文八分）・土地亀諸普請入用（金四拾三両 永六拾六文六分）・仙蔵別家入用（金拾三両 永五拾九文壹分）などであり、文化五年であれば、分家普請入用（金百五拾五両貳分 永百卅三文四分）・勾当入用（金

貳百五拾両貳分 永拾文三分）・寿三屋嫁入用（金百七拾壹両壹分 永貳百四拾五文三分）などである。¹⁸⁾

この旅は、白勢勾当の検校官途のための官料金納付が大きな目的の一つであることは間違いない。さらに、分家や嫁取り、家普請には家財道具の新調はつきものである。こういう機会に買物を兼て、全国の都市部とのネットワーク強化と家人の見分拡大のために全国を回るということは十分に考えられる。

最後に、本史料紹介執筆に当たり、注記した資料の他に滝口正哉「江戸豪商の旅―嘉永四年の道中記から―」（交通史研究会『交通史研究』六一号、二〇〇六）を先行研究として参照したことを記し、謝意を表す。

注

- (1) 享保十二年六月に宗家から分家し、後に本家と称されるようになる白勢長兵衛家。いずれも質屋業を中心に営む新発田藩の御用達商人であった。白勢長兵衛家は安政年間には面積千二百町歩に及ぶ巨大地主に成長した。
- (2) 新潟県大地主所蔵資料第六集、新潟県農地部、一九六四。白勢家文書については、現在新潟大学附属図書館に八四〇四点のコレクションがある。今回詳細な調査をする余裕はなかったが、新潟大学附属図書館によれば、これは戦後売却された古文書の残りを同大学教育学部小村式（故人）が散逸を防ぐために財団からの寄付金と自分の研究費で購入したものである。
- (3) 新発田市史編纂委員会『新発田市史上巻』（ぎょうせい、一九八

-)
- (4) 前掲『白勢家の地主構成』十九頁
- (5) 中山清『千町歩地主の研究(続)』(京都女子大学、一九八七)
- (6) 前掲『千町歩地主の研究(続)』の「史料編」五三〇頁に掲載。文化六年「上方入用勾当分家嫁入四品 去辰年不図諸入用帳」(白勢家文書)。
- (7) 前掲『千町歩地主の研究(続)』の「史料編」に掲載。
- (8) 前掲『千町歩地主の研究(続)』の「史料編」五七七頁に掲載。文化六年「上方入用勾当分家嫁入四品 去辰年不図諸入用帳」(白勢家文書)。
- (9) 新潟大学附属図書館所蔵の「白勢家文書」には「皆川市兵衛」差出しの文化六年二月二十八日付「覚」(庄次郎宛)同年四月十日「覚」(白勢勾当宛)などの一紙ものの資料の存在が確認できる。これらから「市兵衛」の姓が「皆川」と推定できる。また、白勢家文書に含まれる史料により、「藤吉」は白勢長兵衛家が所有する金子新田の関係者(文化十三年「当子一作限控預申田方水入証文之事」)、「惣右衛門」は「天王」とあるように、同じく「天王新田」の関係者(嘉永七年「相渡申田畑質流地証文之事」)、「金蔵」は同じく「飯嶋新田」の名主(文化十二年「覚(質地証文)」)であり、また「判七」は下町の分家の人物で、長兵衛の親類筋にあたることわかる(慶応二年「覚(御利足金請取)」、嘉永七年「為取替念書之事」)。
- (10) 前掲『白勢家の地主構成』掲載の「白勢家略系図(宗家)」参照。
- (11) 前掲『白勢家の地主構成』二十頁。
- (12) 中山清『巨大地主経営の史的構造』(岩田書院、二〇〇一)、二二六頁、注²。
- (13) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』(未來社、一九七四)一八三頁。
- (14) 『日本国語大辞典 第二版』第四卷、(小学館、二〇〇一)
- (15) 花咲一男『江戸買物独案内』(渡辺書店、一九七四)には、同名の商家として○ほの頂に「馬喰町二丁目角、永壽堂西村屋與八」が掲載されている。
- (16) 前掲『白勢家の地主構成』掲載の「白勢家略系図(本家)」によると、この戒名は四代長兵衛正治(寛延元年—享和二年)のものである。
- (17) 前掲『千町歩地主の研究(続)』の「史料編」四三〇頁、「享和四子正月 利潤差引諸入用払分高目録」。
- (18) 前掲『千町歩地主の研究(続)』の「史料編」五二七頁、「文化六年巳ノ正月 去辰年中金銭諸払帳」。前掲『巨大地主経営の史的構造』一八七頁。なお、文化五年の臨時入用のうち、文化六年「去辰年中金銭請払帳」記載の「寿三屋嫁入用」については、「上方諸買物道中往反入用仕訳帳」の内容を勘案すると、「おみや嫁入用」の可能性がある。

